

高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会設置要綱

高松市介護保険制度運営協議会設置要綱（平成18年2月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定等に当たり、広く市民の意見を聴くため、並びに本市における地域包括支援センター事業及び地域密着型サービス事業に関し公正性及び中立性を確保しつつその円滑かつ適正な運営を図るため並びに法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に資するため並びに法第115条の48第1項に規定する会議及び高松市生活支援体制整備事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第5条第1項に規定する協議体（同要綱第4条第1項第1号の区域の協議体に限る。）として、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 前条に規定する老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関すること。
- （2） 地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。
- （3） 地域密着型サービスの運営等に関すること。
- （4） 法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に関すること。
- （5） 法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施に関すること。
- （6） 法第115条の45第2項第5号に規定する事業の実施に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 介護(予防)サービス提供事業者及び職能団体の関係者

(2) 介護保険被保険者

(3) 地域における権利擁護又は相談事業を担う関係者

(4) 前各号に掲げる者のほか、高齢者保健福祉、介護保険制度又は地域ケアに関し識見を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 協議会に特別の事項を協議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議が終了したとき又は第4条第1項に規定する委員の任期が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(幹事等)

第9条 協議会に幹事を置き、健康福祉局長、健康福祉局長寿福祉部長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課主幹（地域包括ケア推進担当）、健康福祉局長寿福祉部介護保険課長及び健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター長をもって充てる。

- 2 幹事は、協議会の会議に出席し、意見等を述べることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員又は臨時委員を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第11条 協議会の庶務は、次の各号に掲げる所掌事項の区分に応じ、当該各号に掲げる所属が行う。

- (1) 第2条第1号、第4号及び第6号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課
- (2) 第2条第2号及び第5号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター
- (3) 第2条第3号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部介護保険課
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は同年2月1日から施行する。

(高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱の廃止)

- 2 高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

(招集の特例)

- 3 この要綱による最初の協議会の会議は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

- 4 第3条に定める委員を委嘱するために必要な準備行為は、この要綱の施行前にも行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。